

## 設置してありますか 点検していますか 「住宅用火災警報器」

ID 764357220 (設置)  
312420800 (点検)

### 住宅用火災警報器とは？

火災により発生した煙や熱を感じ、警報音や音声により火災の発生を知らせ避難をうながす機器です。

消防法により、すべての住宅に設置が義務付けられています。



### なぜ必要なの？

住宅火災による死者は、全国で年間約900人。その約7割が高齢者です。

発生時間を見ると昼間と比べて就寝時間帯の死者数が多く、死亡原因の約5割が「逃げ遅れ」です。そのため、いち早く火災に気づき行動するために「住宅用火災警報器」が必要なのです。

### 取付け場所は？

寝室 普段就寝に使用する部屋

階段 寝室が2階以上にある場合は、階段上部の天井または

壁(具体的な取付け位置は、市

ホームページでご確認ください

さい。)

※新城市消防本部管内では、

台所への設置義務はありません。

交換しましょう

### 交換しましょう

平成20年6月の設置義務化から10年以上が経過しています。住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。設置義務化から一度も交換していない場合は、交換を推奨します。製造年月を確認すると、およそその期間を確認できます。

### 製造年月記載場所



※設置年月記入場所、製造年月記載場所はメーカーや製品により異なります。

### 点検をしましょう

① 外観を確認する

機器に傷やひどい汚れ、ほこりなどが付着していないか確認しましょう。

② 作動のテストをする

テストボタンを押す。(引きひもがあるときは、ひもを引く)音が鳴らなければ、交換しましょう。

この場合、警報音が鳴ります。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報が鳴ります。

故障警報の場合は？

故障、電池切れをお知らせするメッセージが鳴ります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」が「機器本体の故障」です。住宅用火災警報器を新しいものに交換してください。

※警報音はメーカーや製品により異なります。

※出典：一般社団法人日本火災報知機工業会

■11月9日(水)～15日(火)は  
秋の火災予防運動

「お出かけは マスク戸締り  
火の用心」

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。火災は、ちょっとした不注意や油断で発生することが多く、大切な命や財産をなくしてしまいます。この運動を機会に防火意識を高め、火災のない街づくりを目指しましょう。

市消防本部管内でも、コンロやストーブ、電気配線が原因となる火災が発生しています。火気器具の使用方法を見直し、万が一に備え住宅用火災警報器や住宅用火災警報器の設置・点検をおこない、住宅防火対策に努めましょう。

### ■防火ポスターの展示

ID 729865790

管内の小学生高学年および中学生を対象に募集した防火ポスターの入賞作品を展示します。

期間 11月1日(火)～30日(水)

場所 道の駅もつくる新城

その他 市ホームページにも掲載

します。

問合せ 予防課(TEL 22-4802)



## 償却資産の申告を お願いします

ID 783396712

法人や個人で事業を営んでいる場合、事業のために所有している事業用資産（構築物や機械、器具および備品など）は償却資産として固定資産税が課税されます。償却資産を所有する納税義務者

の方（昨年度までに申告されている方）へ申告書を12月中旬に発送する予定です。

新規に償却資産を取得された方で、申告書が必要な場合は税務課へご連絡ください。

### 申告書提出期間

令和5年1月4日～1月31日

問合せ 税務課（TEL 23-7615）

### 農業をしている方へ

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する次の資産は、毎年市に申告してください。

#### 申告必要

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械など

#### 申告不要

- ◆軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車に該当する車両
- ◆家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室、生物（牛・果樹）など

### 太陽光発電設備を所有する方へ

次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ◆発電出力が10kW以上の太陽光発電設備を所有する個人の方
  - ◆太陽光発電設備を所有する法人及び個人事業主の方
- ※課税標準の特例があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 令和5年度児童クラブ 加入申込みを受け付けます

ID 457027628

放課後児童クラブは、児童の安全を第一に考えた運営を行っているため、令和5年度から定員などを見直します。詳しくは配布する案内や市ホームページをご確認ください。

時間 下校後～午後6時（土・日曜日、祝日、休校日を除く）

※春、夏、冬休みは午前8時から午後6時まで

対象 就労などにより開設時間中に児童を養育できない家庭の小学生

その他 児童クラブの加入希望者が増大しています。祖父母などの協力が得られる家庭は、加入申込みにご配慮をお願いします。

#### ■利用料金（保護者負担金）

##### ◆通年利用

月額 5,000円  
7月 6,000円  
8月 8,000円

##### ◆長期休みのみ利用

春休み（4月） 1,500円  
夏休み（7月） 3,000円

夏休み（8月） 8,000円  
冬休み 3,000円  
春休み（3月） 1,500円

#### ◆傷害保険料

年額 900円

#### ■申込書などの配布

期間 11月1日（火）から

場所 こども未来課、各総合支所  
地域課、各児童クラブ

#### ■申込受付

期間 12月1日（木）～28日（水）

場所 本庁舎1階情報カフェ、各総合支所地域課

総合支所地域課

#### ■注意事項

◆すでに通年で児童クラブを利用している方は、所属児童クラブでも申込書を配布します。

◆夏休みなどの長期休みだけの利用希望の場合も、必ずこの期間に申し込んでください。

◆定員を超えた場合、優先順位の高い方からの加入となります。

◆受付には、加入申請書と家庭の状況に応じて就労証明書などが必要です。

問合せ こども未来課

（TEL 23-7622）